

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

北九州市国際物流特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市の区域のうち、門司区及び小倉北区の全域並びに若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部（北九州学術研究都市の全域並びに響灘及び洞海湾沿岸部の一部）：詳細別紙のとおり

4 構造改革特別区域の特性

北九州市は、産業構造の変化により、本市の特色であった素材型産業に打撃を与えた、いわゆる「鉄冷え」からの都市再生を図るため、昭和 63 年に平成 17 年度を目途とした「北九州市ルネッサンス構想」を策定した。

中国等アジアに近い地理的な優位性に加え、官営八幡製鐵所開所以来、100 年に及ぶモノづくりのまちとしてのノウハウ、ストックを活用するため、物流機能の強化、産業再生を目指し、長期的な視野をもって主要プロジェクトを進めてきたところである。

そして、現在、それらのプロジェクトが完成期に入りつつある。

具体的には、アジア発の貨物増加に伴う船の大型化や、物流コストの低減要請、輸送時間短縮のための「アジア～日本海～北米」ルートへの対応のため、我が国で初めて大水深港湾の整備、運営に PFI 事業を導入した。

サービス面でも釜山港に対抗できる国際競争力のある港を目指し、物流機能の強化に取り組んでいる。

また、産業再生を図るため、公害克服の経験を活かす環境産業に着目し、北九州エコタウンの整備を行うとともに、産業を支える知的基盤である学術研究都市の整備を行ってきた。

加えて、産業都市として蓄積されてきたインフラ・ノウハウの活用方法の検討、大水深港湾の背後にある 2,000ha に及ぶ広大な埋

立地の土地利用の柔軟化の検討も行ってきたところである。

以上のような取り組みにより、動脈産業と静脈産業がコラボレートした、持続可能な発展を具現化する新しいタイプのモノづくり産業拠点の形成を目指している。

グローバル競争が激化し、産業の空洞化が進む中で、環黄海経済圏における我が国の産業拠点としてのポテンシャルを高めるためには、今日まで本市が取り組んできたプロジェクト等を支援する規制緩和等のソフトの充実を迅速に行うことが喫緊の課題となっている。

北九州市国際物流特区は、総合的な施策により、地域の特性を顕在化させ、経済の活性化を目指す取り組みであり、この成果を全国に波及させることによって、我が国の経済活性化、構造改革に資するといったことから、特区の政策目的に合致している。

以上のことから、北九州市の構造改革等特区は、時間、予算をあまりかけずに、早く成果を得られると考えられる。

#### 北九州市ルネッサンス構想

策定年月（議決） 昭和63年12月

目標年次 平成17年（西暦2005年）

#### 基調テーマ

「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”へ」

- 自然を生かし、ふれあいとぬくもりを感じる住みやすいまち
- 国際的に通用する高い技術に裏打ちされた新しい形の産業都市
- “ものづくり”にこだわる都市

#### 5つの都市像

緑とウォータフロントを生かした快適居住都市

健康で生きがいを感じる福祉・文化都市

あすの産業をはぐくむ国際技術情報都市

海にひろがるにぎわいの交流都市

未来をひらくアジアの学術・研究都市

## 5 カ年実施計画

計画的な行政を推進しながら、時代の変化に速やかに対応

- 第一次実施計画
  - ・ 計画期間 平成元年度～5年度
  - ・ 施策数 397件
  - ・ 事業費 約8,200億円(当初予算額累計)
- 第二次実施計画
  - ・ 計画期間 平成6年度～10年度
  - ・ 施策数 558件
  - ・ 事業費 約11,700億円(当初予算額累計)
- 第三次実施計画(進行中)
  - ・ 計画期間 平成11年度～15年度
  - ・ 施策数 671件
  - ・ 事業費 約13,500億円(当初予定)

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 必要性

中国など、急速に発展を遂げている殆どの国では、税制や諸手続きが簡素化された特区を設けている。

それらの特区はほとんどが臨海部に位置しており、国家プロジェクトとして投資を集中し、安価な人件費を武器に、外国資本を呼び込んで、飛躍的な成長を遂げている。

一方、我が国の臨海部においては、経済の高度化に伴い、産業構造が重厚長大型から軽薄短小型、さらにはソフトウェアのような無形なものに変化し、原材料や製品の輸送コストの面から、港湾背後地に工場を配置する必要性が相対的に低下してきた側面がある。

しかし、北九州市のように人口・産業集積地を背後に抱え、長期に亘って港湾、水道、道路等に投資が行われ、産業基盤が充実している港湾地域では、新たな産業の進出需要も高いことが、近年の北九州市への企業進出事例等から明らかである。

今後、既存産業の再編強化を図るとともに、新産業の誘致・創出・育成に努めるためには、法律の目的別に整備された社会インフラの柔軟な活用、土地の複合用途化、流動化策を可能とすることや、既存プロジェクトの国際競争力の強化を図ることなど、ソフト面を充実させることが必要である。

以上のことから、企業活動等にとって障害となっており、コスト削減につながる規制緩和・制度変更を可能とする構造改革特別区域の導入を行うことが必要である。

### (2) 意義

中国等アジア諸国が劇的な発展を遂げる中で、我が国の港湾地域・製造業が抱えている様々な問題を解決するため、活路を見出す手法が求められている。

港湾機能の強化及び背後地への産業集積促進のため、障害となっている規制の緩和を可能とする構造改革特別区域制度は、国際競争力を高めるためのフレームワークとして非常に効果が期待される。

構造改革特別区域制度を北九州市に導入し、規制緩和等を行うこ

とは、我が国の港湾の改革となるプロジェクトを展開している響灘地区においては、他の支援策と相俟って、特に成果が期待されることである。

当該地域が、今日までの「機能・サービスが限定された港湾地域」から、「多機能・総合サービス型の港湾都市」への進化が図られることにより、北九州市の特長が顕在化するなどの効果が期待される。

これは、同様の課題を抱えている我が国主要港湾地域のモデルケースとなりうるものである。

このような取り組みが、全国に波及し、各地で地域の特色を活かした個性ある施策が地方から提案されることで、「自立と競争」が誘導されていき、ひいては日本再生に向けた一つのシナリオになることが期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 北九州市の構造改革特別区域計画のコンセプト

世界規模での最適地調達・適地生産という企業行動や、中国という巨大市場の出現といった現実を踏まえ、環黄海圏に位置する北九州市の地理的優位性を活かす多様な物流サービスの提供や、環境時代を先取りしたエコタウン事業を組み合わせることで、他地域にない魅力を創造する。

また、重厚長大型産業の集積により整備されたこれまでの社会資本やノウハウ等に加え、規制緩和を行う特区制度を適用することで、コストダウンを図り、アジアにおける物流・産業の戦略的な拠点形成を図る。

結果として、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進する。

### (2) コンセプトを具現化するための具体的な目標

#### ア 目標を設定するにあたっての基本的な考え方

既存プロジェクト等との相乗効果

北九州市ルネッサンス構想に基づき実施してきた主要プロジェクト等に規制緩和を組み合わせ、事業効果を高める。

ストックの最大限活用

最小の経費で最大の効果をもたらすため、遊休地、水、電気等、既存の社会資本ストックを最大限に活用する。

事業の即効性

早期にアジア並みのコストパフォーマンスを実現し、日本からの産業流出を止めるとともに、アジアの物流拠点を形成する。

#### イ 具体的な目標

我が国における港湾の国際競争力の強化

近年の我が国の港湾は、中国、韓国、台湾等周辺諸国の港湾が大きく成長する中、貨物取扱量の伸びも少なく、その地位を大きく低下させている。

このことは、日本に寄港しない北米、欧州など主要航路の

船舶が増えるといった悪循環を引き起こしている。

北九州市から対岸約230キロメートルの釜山港にあっては、20年の間でコンテナ取扱量が1.2倍となり、世界第3位の取扱量を誇るまでに成長している。

アジア圏では、これからもコンテナ貨物の大幅な増加が見込まれ、北米、欧州の主要航路が寄港できる環黄海圏のハブポートの早期整備が日本に求められている。

このため、北九州市では、平成16年春の供用を目指し、市内の響灘地区に大水深港湾を整備中である。

また、諸外国の港と比較し港湾諸料金が高いことや、リードタイムが長いといったことが、我が国の港湾の国際競争力低下の一因となっていることを踏まえ、響灘地区での大水深港湾整備事業には、運営まで含めたPFI手法を導入することとした。

世界的に活躍する外国資本を参加させることで、トータルコストで諸外国の港と競争できる環境づくりに努めている。

一方で、市内に存在する充実したアジア航路を有する太刀浦<sup>たちのうら</sup>コンテナターミナル等の活性化を図り、両者を連携させることで、今日までの実績に加え、トランシップ貨物取扱量の拡大を図る。

このような施策に加え、港湾の競争力を阻害している規制等を取り除くため、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業、関連事業を実施する。

これにより、港湾の高コスト構造の改革を進め、環黄海圏におけるハブポートの構築を目指すものである。

#### 産業空洞化の防止（産業再生）

近年、アジア諸国においては、低廉な労働力に加え、技術力の向上が著しくすすんでおり、また、中国という巨大なマーケットの出現に伴う適地生産という企業行動から、多くの製造業が産業拠点を海外へ移転する事態になっている。

今後、このような事象が進展することにより、国内経済の縮

小と R&D 分野への投資の減少という負のスパイラルに陥る危険性が指摘されている。

我が国産業の空洞化を食い止め、日本の国際競争力及び比較優位性を確保するため、初期費用及び固定費の低廉化を図るなどの、環境整備が喫緊の課題となっている。

並行して、地域の特性や我が国の技術力を活かし、アジア諸国と比較しても優位性が保てるモデルを見出し、産業拠点としての生き残りを図る必要がある。

そのため、北九州市では、産業を支える知的基盤として、北九州学術研究都市を整備するとともに、企業活動の大きな課題となっている廃棄物の適正処理を進め、合わせて環境産業の振興を図るため、北九州エコタウンの整備を行っている。

そこで本市は、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業及び関連事業の実施により、重厚長大型産業を支えてきたエネルギーインフラ、港湾の後背地の有効活用等を可能とし、企業立地の初期費用、固定費の軽減を図る。

更に、「情報」と「環境」をコンセプトとしている北九州学術研究都市において、我が国を代表する産業技術と大学、研究所等の最先端の研究開発機能を結び付け、高度技術者の供給体制の整備、産学連携の拠点性を確保するなど、新産業を支える知的基盤の充実を図る。

これにより、産業集積に必要な環境を提供し、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。

加えて、海と陸の結節点として大きな役割を果たす港湾と、都市隣接型の産業の連携を強め、シナジー効果を発揮させることで、我が国の産業の流出の防止に必要な環境を整備することを目的とするものである。

これは、三大都市圏等の主要臨海部の今後の方向性の一つを示すものであり、一地域の振興ではなく、我が国の経済・産業の活性化につながっていく。



(3) 具体的な目標を達成するための取り組み

響灘環黄海圏ハブポート構想の推進

大水深港湾の整備を行う一方で、コンテナターミナルの整備・運営に PFI 事業を導入、釜山港と競争できるポートチャージを実現し、環黄海圏のハブ港を目指す。(平成15年度第一期事業供用開始予定)

【事業詳細】

開港予定

第1期事業完成、供用開始 平成15年度(2003年度)

事業概要

第1期事業

水深15m岸壁:2か所、水深10m岸壁:2か所

事業費:1000億円

響灘環黄海圏ハブポート構想

地理的ポテンシャルを生かし、環黄海圏のハブポートを目指す。

<ひびきコンテナターミナルのポテンシャル>

コンテナ貨物が急増する環黄海圏の扇の要の位置

アジア地域からの北米航路(日本海ルート)上

大水深岸壁の整備が容易

背後に約2000haの土地がある

PFI方式の導入

コンテナターミナルの整備、運営に民間資金を活用

運営会社の中心企業「PSA社」(シンガポール、世界第2位の港湾運営会社)と基本協定締結(平成13年12月)

平成15年度早期に運営会社設立、事業実施協定締結予定

クレーン、管理棟、ゲートなどを建設(事業費157億円)

し、開港時から管理、運営

コンテナターミナルの整備・運営にPFI方式を導入し、日本一使いやすい港を目指す

・ 「日本一経費が安い」

- ・ 「365日24時間稼働」
- ・ 「定時制・信頼性・効率性が高い」

#### 太刀浦<sup>たち</sup>コンテナターミナル等活性化策の展開

月間190便の充実した定期航路を有する太刀浦<sup>たち</sup>コンテナターミナル等北九州港の更なる活性化を図るため、使用料の低減、手続きの簡素化等官・民による利便性の向上策を展開し、北九州港全体としてのベーシックカーゴを確保していき、ひびきコンテナターミナルの開港と相俟って、利用者のニーズにあった港・サービスを提供する。

#### 北九州エコタウン事業の推進

資源循環型社会への移行に適切に対応し、環境産業の更なる集積を図るため、平成22年を目途とした第2期計画を策定し、リサイクル関連産業の集積を図る。

##### (事業詳細)

##### 国の地域承認

平成9年7月、本市から国に提案し、第1号で承認  
あらゆる廃棄物をゼロにする「ゼロ・エミッション構想」  
を実現し、資源循環型経済社会の構築に先導的な役割を果たす。

##### エコタウンの3点セット

環境産業の振興にあたり、基礎研究から技術開発・  
実証研究、事業化に至るまで3点セットで総合的に展開

- 北九州学術研究都市で教育・基礎研究
- 実証研究エリア

環境・リサイクルの新技术を実証的に研究するエリア

第1期整備エリア約6.5ha、22施設開設

- ・ 福岡大学資源循環・環境制御システム研究所
- ・ 処分場技術 6施設
- ・ 焼却灰リサイクル技術 3施設
- ・ 資源リサイクル技術 7施設

- ・ その他汚染物浄化技術 2 施設
- ・ おからリサイクル事業
- ・ 発泡スチロールリサイクル事業
- ・ 食品ゴミの生分解性プラスチック化実証事業
- ・ その他
  - エコタウンセンター (平成13年6月開設)
  - エコタウンセンターアネックス(平成15年7月開設予定)

○ 総合環境コンビナート

環境・リサイクル産業の事業化を展開するエリア  
約19ha、8施設操業中

- ・ ペットボトルリサイクル事業(平成10年7月)
- ・ OA機器リサイクル事業(平成11年4月)
- ・ 自動車リサイクル事業(平成12年2月)
- ・ 家電リサイクル事業(平成12年4月)
- ・ 使用済み蛍光管リサイクル事業(平成13年7月)
- ・ 医療用具リサイクル事業(平成14年1月)
- ・ 建設混合廃棄物リサイクル事業2件(平成14年8月、11月)

複合中核施設 (平成15年度に着工)

総合環境コンビナート内のリサイクル工場等から出る処分かすを焼却溶融し、再利用することで、リサイクル率を100%に近づける。

- ・ 最終資源化機能
  - 処分かすを焼却溶融し、金属や建材原料として再利用
- ・ エネルギーセンター機能
  - 焼却熱を利用して発電し、コンビナート内の工場等に供給

○ 響リサイクル団地

中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援する工

リア（約 5 . 5 h a）

定期借地権方式で事業用地を提供し初期費用を低減

- ・ 自動車リサイクルゾーン

市街地に点在する自動車中古部品・解体業者が集団移転し、リサイクル団地を形成

- ・ フロンティアゾーン

独創的、先駆的な技術やアイデアでリサイクル事業を行う。（洗浄液・有機溶剤、食用油、古紙の敷きわら、空き缶等のリサイクルを実施）

## 2 期展開

エリアの拡大 響灘東部地区全域へ

### 概 要

- ・ 新たなリサイクル事業やリユース（トナーカートリッジなどの再利用）事業、リビルド（機械、自動車中古部品などの再生加工）事業の立地促進
- ・ 環境分野に関する研究・研修機能の強化

目標年度

2 0 1 0 年度

北九州学術研究都市の充実

モノづくりの再生及び環境技術を支えるため、情報、環境に特化した知的基盤を整備し、充実を図る。

（事業詳細）

開発面積 約 3 3 5 h

スケジュール

### 第 1 期

- ・ 平成 8 年 2 月～平成 1 5 年度
- ・ 面積：1 2 1 h a
- ・ 事業主体：都市基盤整備公団
- ・ 事業費：2 8 6 億円

### 第 2 期

- ・ 平成 1 4 年 4 月～

- ・ 面積：136ha
- ・ 事業主体：北九州市
- ・ 事業費：280億円

#### 北九州新大学構想

理工学系の国・公・私立の大学等や公設・民間の研究機関を、学術研究都市中心部の同じキャンパスに集積

複数の大学や研究機関が日々接触し、互いに協力すると同時に、競争し、しのぎを削る仕組みをつくって、学研都市全体が自ずと高度化していく環境づくり

- ・ 九州工業大学大学院生命体工学研究科
- ・ 北九州市立大学国際環境工学部
- ・ 早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所
- ・ 英国クランフィールド大学北九州研究所
- ・ GMD - Japan 研究所(ドイツ国立情報処理研究所)
- ・ 福岡県リサイクル総合研究センター(県立)
- ・ 福岡大学大学院工学研究科資源循環・環境工学専攻
- ・ 早稲田大学大学院情報生産システム研究科(私立、平成15年度開設予定)

#### 北九州市産業学術推進機構

産学連携による産業技術の高度化、新たな産業を創出するため、企業との共同研究、環境・情報・新素材など新しい産業の展開を図る。

##### 産業構造の転換(産業都市としての再生)

- ・ キャンパス運営センター  
学術研究(共同)施設の運営、大学間の連携・交流の促進
- ・ 産学連携センター(企業、研究機関、大学等が入居)  
産学連携のコーディネート、技術等の相談窓口、研究開発の助成
- ・ 中小企業支援センター  
地元中小企業への研究開発助成・総合支援、北九州知的所有権センターの運営、北九州テレワーク

### センターの運営

- ・ S o C 設計センター

S o C 設計に関する産学連携の促進・人材育成・ベンチャーの育成

### 低廉な土地の提供

大水深港湾の背後地に誕生する広大で低廉な価格の埋立地の複合用途化、流動化策を検討・実施する。

### 新門司地区の国内物流拠点の形成

新門司地区は、新門司インターチェンジにより高速道路にアクセスできるとともに、関西、関東、四国へ内航フェリーが就航しており、国内輸送モードが整備されている。

また、平成 17 年には、当地区の沖合いに 24 時間離発着可能な新北九州空港の開港が予定されており、海路、陸路、空路の 3 モードの物流体制が実現する。

これらの輸送モードと近接する太刀浦コンテナターミナルを合わせることで、国内外の連携した様々なニーズに対応する柔軟な物流基盤を形成し、物流関連企業、メーカーなどの立地を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

北九州市国際物流特区が実現したときの経済波及効果

【算定：財団法人 九州経済調査協会】

印は中間集計数値（平成 15 年度から平成 19 年度）

計画企業

製造業、流通業、リサイクル業、発電所等の立地 35 件  
（ 28 社）

計画年数：平成 15 年度～平成 24 年度

経済効果（計画達成時の単年度）

- ・ 北九州地域（市及び周辺）：4,070 億円  
（ 2,351 億円）
- ・ 国内（北九州地域含む）：1兆2,970 億円  
（ 5,742 億円）

雇用効果

市内

- ・ 直接効果：10,831 人（ 5,648 人）
- ・ 波及効果： 8,417 人（ 6,335 人）

全国

- ・ 波及効果：56,123 人（ 21,901 人）

計：66,954 人（ 33,884 人）

北九州市国際物流特区が実現することによる物流量予測

1) 北九州港のコンテナ貨物取扱量

- ・ 過去 5 年間のコンテナ貨物取扱量は、40 万 TEU 前後で推移している。
- ・ ひびきコンテナターミナルの供用開始により、環黄海圏からのトランシップ貨物を中心にコンテナ取扱量は増加し、平成 20 年には約 100 万 TEU に達すると見込まれる。

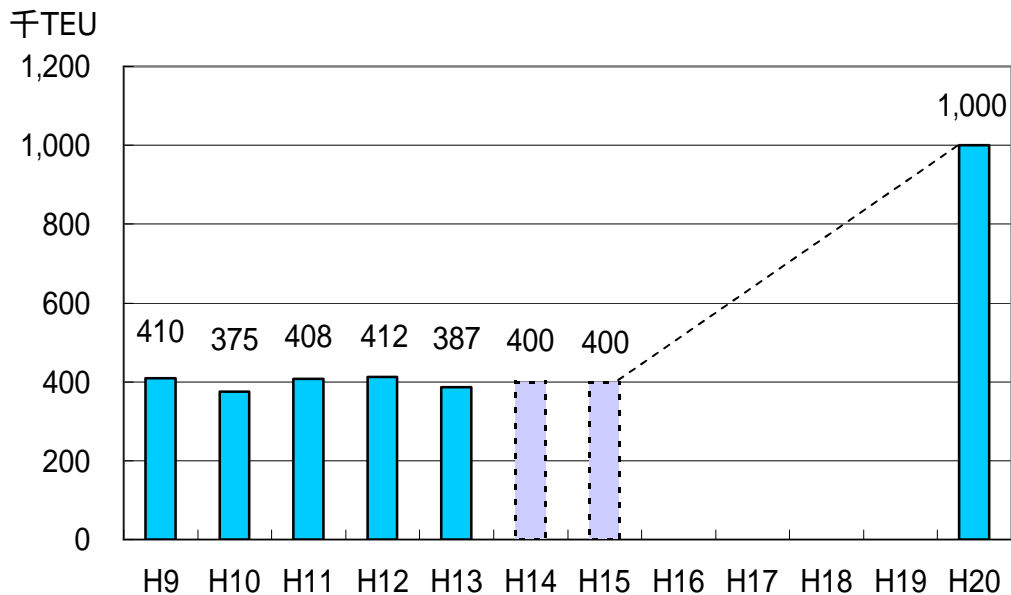
既存 CT          40 万 TEU

ひびき CT 60万 TEU

- ・ ESCAP 資料によれば、平成 23 年の韓国の取扱量は 2,150 TEU であり、そのうち 780 万 TEU は釜山港と光陽港でのトランシップ貨物と予想されていることから、ひびき CT においては、この激増するトランシップ貨物の取り込みを図っていく。

| 実績                            | 1997年<br>H9 | 1998年<br>H10 | 1999年<br>H11 | 2000年<br>H12 | 2001年<br>H13 |
|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| コンテナ取扱量(千 TEU)                | 410         | 375          | 408          | 412          | 387          |
| うち、トランシップ <sup>o</sup> 比率 (%) | -           | -            | -            | -            | -            |

今後 5 年間の見通し





8 特定事業の名称

7 0 1 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

7 0 2 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

7 0 4 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

7 0 5 国の試験研究施設の使用の容易化事業

8 1 3 , 8 1 5 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

No. 1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業

物流関係（北九州物流拠点構想）

- ・ 太刀浦港等活性化事業（再掲）
- ・ ひびきコンテナターミナル整備事業（再掲）
- ・ 新北九州空港等整備事業

北九州圏域200万人の航空交通の利便性確保と地域の活性化を図るため、新北九州空港を整備する。

2005年10月開港予定

人工島面積378ha，長さ4,125m，幅900m

空港島管理面積：160ha，滑走路：2,500m×1

事業費：約1,600億円

- ・ 東九州自動車道整備事業

平成17年開港予定の新北九州空港へのアクセス道路としての機能を有する東九州自動車道を整備する。

平成17年度：小倉JC～苅田IC（約8km）開通予定

- ・ 新若戸道路整備事業

時間便益の創出、物流コストの縮減、国際競争力をもった港づくり、また都市機能の向上のため、若松～戸畑間のメインアクセス道路を整備する。

平成17年度：第一期区間（2.3km）開通

主要施設：沈埋トンネル（片側2車線）

産業再生関係

- ・ 北九州学術研究都市整備事業（再掲）
- ・ 北九州エコタウン事業（再掲）
- ・ リサイクルポート整備事業

リサイクル施設と港湾施設（係留施設、荷捌き施設、臨港道路等）を有機的・一体的に整備することにより、受入れ、処理、残渣処分を一貫して行うことのできる拠点づくりを行う。（平成14年5月30日指定）

- ・ 北九州 e - port 構想

響灘大水深港湾（Sea - Port）、新北九州空港（Air - Port）に続く、第 3 の国際ハブポートとして、情報の港（E - Port）を、市民生活、企業活動、行政サービスを支える社会基盤として整備し、新規事業への展開の容易化、雇用の創出等地域経済の活性化を推進する。

i DC、情報倉庫、コールセンター、A B X、人材育成機関を整備する。

#### 北九州国際物流特区推進行動計画

- ・ 企業誘致の展開

有望企業にビジネスモデルの提案等、積極的にアプローチをしていくとともに、市内及び国内で海外進出を計画している企業及び外資系企業に対するアプローチしていく。

- ・ 規制緩和の充実

特区制度の充実を図るため、民間事業者とともに規制緩和項目の検討を行い、国へ積極的に提案していく。

- ・ 市で可能な規制緩和の推進

特区の指定に合わせ、市での規制緩和について、包括的に対応する条例制定を検討する。

- ・ 市内重点地域の設定による推進施策の実施

構造改革を推進し、経済の活性化を図る重点的な地域を市内に設定し、基盤整備、補助金等の優先的な実施を行う。

- ・ 特区普及啓発活動の推進

（仮称）特区セミナー、特区に関する出前講演等を通じ、構造改革特別区域制度の企業・市民への普及・啓発を図る。

#### （２）国際物流機能の強化及び産業再生のため今後関連が想定される特定事業等

工業用水料金を始めエネルギー料金の低廉化を図る施策を展開  
505, 702, 939, 1001, 1117, 1209 輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）

940 検疫の 24 時間化

1110 一般の需要家に対する電力小売の緩和

1111 既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大

602 数次短期滞在査証の発給要件の特例

1122 特区における特定事業にかかる電力の特定供給の審査手続きの迅速化

704 保税地域搬入前の貨物に対する到着時即時輸入許可制度の導入

## 別紙

### 1 特定事業の名称

701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 実施主体

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

#### (2) 実施区域

北九州市 門司区、小倉北区

#### (3) 実施期間

適用開始後、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みにより、国際競争力を回復するまでの間。

#### (4) 実現される行為

休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外に臨時開庁を行う場合の手数料を、関税法の特例措置として1/2に軽減することによって、従来時間外扱いとして回避されていた貨物の取扱量の増加、ひいては貿易促進につながる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 当該特区内に所在する税関の執務時間外において貨物の積み下ろし又は運搬をすることができる港湾施設の位置及び概要

##### (対応港湾施設)

- ・ 名称 太刀浦第1コンテナターミナル及び太刀浦第2コンテナターミナル  
小倉コンテナターミナル

- ・ 位置 北九州市門司区太刀浦海岸  
小倉北区日明地区

##### ・ ゲート搬出入時間

平日 08:30～21:00

土曜日 08:30～17:00

日祝日 当日荷役船(荷役作業時間内)に係るホットデリバリーサービス対応。

(その他港湾施設)

・実施区域内の保税上屋・倉庫

(2) 当該特区を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認件数

| 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 |
|-------|-------|-------|
| 769   | 764   | 1,056 |

(3) 開港に所在する港湾施設における利用者利便の向上(使用料の軽減、利用手続きの簡素化等)又はこれら施設利用の促進(港湾関連インフラの整備、定期航路の誘致等)などを通じて貿易の振興に資する施策

港湾施設利用者に対する利便性の向上策

ガントリークレーン使用料、岸壁使用料の減免

港湾のフルオープン化に向けた取組みの一環として、平日17時以降、日祭日のガントリークレーン使用料の20%減免、日曜日に荷役を行うコンテナ船に対する岸壁使用料の20%減免を実施中。(平成14年10月25日~)

冷凍コンセント使用料の減免

冷凍コンテナの取扱をより利用しやすいよう、1時間あたりの使用料金を半額とする減免を実施中。(平成14年6月~)

利用手続きの簡素化等：IT活用による北九州港の港湾機能の高度化

1) 手続きの利便性

EDIによる「入出港届」「係留施設等使用許可申請書」受付に加え、北九州港ではこれに更にインターネットを使った岸壁の予約情報や現在の利用状況に関する照会に自動的に回答する機能を付加。(北九州港ホームページ上で利用可)

2) 迅速な貨物搬出入の支援

利用者(荷主)の利便性向上のため、地元港湾運送事業者、コンテナターミナル運営会社、陸上運送事業者及び市との連携のもとで、以下のシステムを構築、運用している。

・「太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム(TACTOS)」運用による作業効率の向上(平成8年)による、キャリアからトラックへの受渡し時間の短縮(平均5分)。

同一トランスファーポイントでの搬入及び搬出(ゲート再入場の回避)。  
通関後の即時コンテナ引渡し。

・「太刀浦デリバリーシステム(TDS)」(ターミナルと陸上運送業者間のイントラネットワーク)(平成12年12月)

搬入・搬出に来る陸上運送業者のためにターミナル受渡しに必要な基本情報

(搬出入場所、通関、D/O、船社フリータイムの各処理状況)をイントラネット上で公開するとともに、ターミナルへ直接搬入・搬出できる予約システムを実施中。

- ・ 「太刀浦コンテナターミナル昼休みゲートオープン」開始(平成13年6月)  
太刀浦第1及び第2コンテナターミナルで六大港(東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門)で初めて昼休み(12時から13時まで)中のゲートオープン(各1ブース2レーン)を実施。
- ・ 「門司港コンテナターミナル貨物情報サービス」(インターネットによるコンテナ貨物の情報提供サービス)(平成14年7月)  
インターネット上で船舶の入港状況から本船荷役状況、コンテナ貨物の搬出までリアルタイムで把握できるため、市外(関東、関西等)の荷主にとっても迅速かつ効率的なビジネス展開が可能。また、日本の港湾では初の求貨求車システム(荷台の空いたトラックを探し出し貨物を充てるシステム。無料。)も導入。

#### 港湾施設利用促進策

##### 港湾関連インフラの整備

- ・ 公共上屋(6号)の整備  
ヤード内施設としてコンテナターミナルと一体運用でき、横もちの費用及び時間の節約が可能となった。
- ・ くん蒸上屋の整備  
小ロットにも対応できる施設としてヤード内に整備。生鮮野菜輸入がよりスピーディかつ低コストで行えるようになった。
- ・ 小倉国際流通センターの整備  
輸入促進基盤として整備された荷捌・保管・流通加工施設。小倉都心に隣接、高速道路等の交通アクセスに優れ、小倉地区のみならずより広域的な流通機能が利用できるようになった。
- ・ 北九州貨物(鉄道)ターミナルの整備  
九州全域のハブ機能をもつJR貨物ターミナル。国際海上コンテナ専用ホームを備える。門司・小倉両地区の海上コンテナ貨物を取扱できるという好立地を活かして、海上コンテナの鉄道輸送が利用可能。輸出貨のみならず、増えつつある輸入貨物の全国向け定時輸送ニーズにも応えられるようになった。

##### 定期航路の誘致

- ・ 航路誘致/貨物誘致を目的とした減免措置：姉妹・友好港間航路(タイ・レムチャバン港 北九州港、中国・大連港 北九州港)における岸壁使用料、ガントリークレーン使用料の減免、基幹(北米・欧州)航路誘致を目的とした減免等を実施している。(月間航路便数：187便 2003年3月1日時点)

- ・ 輸入量が増加している中国発輸入貨物について、中国発の高速サービス配船の誘致：青島 / 大連からの高速コンテナ船配船の誘致に現在取組んでいる。

その他

- ・ クイックデリバリーサービス（QDS）定着事業  
北九州(門司)港は、地理的に中国、韓国に近く航海日数が短縮可能（上海 門司間 513 マイル、上海 東京間 1087 マイル）、関東、関西地区港湾に比べ通関が早い、高速道路やフェリーあるいはレールによる海上コンテナ輸送等、国内輸送の選択肢が多い、等の理由から関東、関西の荷主からクイックデリバリーポートとして認知・利用されている（平成 14 年取扱実績 約 1,000TEU）。本サービスの定着及び利用可能航路の拡大を目指して関係荷主、船社への働きかけを行っている。（平成 15 年取扱見込み 約 1,200TEU）
- ・ 税関対応の一体性  
現在、田野浦出張所管内で行われている「7デイズオープン・トライアル」では、同出張所管轄外（本関及び小倉出張所管内）に所在する荷主も利用している。本特区設定による貿易促進事業の実施にあたり、少なくとも現行の受入態勢の維持は不可欠である。
- ・ ポートセールス体制強化事業  
北九州港背後圏荷主动向調査や環黄海圏(中国)マーケティング調査の実施により貨物流動データを収集するとともに、物流に関する専門家（船社出身）を嘱託採用することにより、より実効性のある集貨・航路誘致を進めている。
- ・ 官民一体となった港湾振興事業  
北九州港の利用促進を図るため、地元港湾運航事業者及び関係団体等と共同で、北九州港利用促進セミナーを開催（年 2 回；東京、大阪 約 400 名規模）しているほか、連携しての荷主、船社への訪問営業(国内外)を実施、必要な情報の交換も行っている。

## 6 門司・小倉を一体的に指定する必要性

小倉及び門司で事業展開する事業者ニーズの存在

小倉コンテナターミナルでは週 3 便（平成 15 年 3 月 1 日時点）で、サービス地域は台湾及び香港に限られているため、小倉地区に立地しながら輸入貨物の多くを門司揚げしている荷主。また、門司地区に自社倉庫を持たないため小倉地区まで保税輸送して通関する事業者が存在する一方で、門司及び小倉両方でコンテナ荷役を扱っている事業者も存在する。

これらのことから、現在、門司税関田野浦出張所管内で実施中の「7デイズオープン



ントライアル」では、同出張所管轄外である本関及び小倉出張所管内の蔵置貨物をも対象としている。

結果として、本関及び小倉地区の臨時開庁件数は、平成13年から平成14年にかけて増加(132件 154件)している。

#### 市としての広域的な貿易促進施策の実施

本市ではこれまで、以下のような物流基盤整備をはじめとする各種施策を一体的に実施することにより貿易促進を図ってきた。

- ・ 輸入促進地域 (FAZ) 事業施策

国から「輸入促進地域 (FAZ)」計画の承認を受け(平成5年)、国際的な物流・加工拠点、対内投資の集積拠点づくりを目指し、門司、小倉北、戸畑、若松を輸入促進地域に設定。輸入促進基盤整備整備事業として、「アジア太平洋インポートマート」(小倉北区)、「北九州国際物流センター」(門司区)及び「小倉国際流通センター」(小倉北区)を位置付け、既存の国際経済交流施設(西日本総合展示場、北九州国際会議場等)の活用と合わせ、市の貿易促進を図ってきた。

- ・ 広域的な物流(配送)機能の提供

小倉都心に近くかつ高速道路アクセスにも優れた荷捌き・保管・流通加工施設「小倉国際流通センター」を小倉北区に市が整備。これにより門司揚げされた貨物を含め、熊本、大分等、九州一円への配送拠点として現在機能している。

- ・ 海上コンテナ貨物のシー&レール輸送の推進

平成14年3月に供用開始した「北九州貨物(鉄道)ターミナル」を利用して、小倉・門司の両地区にわたる海上コンテナの取扱を行っている。(シー&レール取扱実績:(省略)平成14年)

市としては同ターミナルを鉄道輸送の九州におけるハブとして位置付け、同ターミナル施設保有会社に出資(49%)しているほか、ポートセールスと一体となった全面的な営業支援を行っている。

- ・ 交通アクセスの改善

増加する交通量に対応するため、国道3号と国道199号線とをつなぐアクセス道路を整備することにより、門司、小倉間の物流の円滑化を図った。

また、今後の物流の増加に備え、両港をつなぐ基幹道路である国道199号のバイパスの建設を計画しており、平成20年度の開通を予定している。

コンテナターミナル(門司、小倉)、小倉国際流通センター、北九州貨物(鉄道)ターミナルを有機的につなぐことにより、広域的な物流ネットワークを構築した。

- ・ 使用料、岸壁使用料の減免による支援

広域的な利便性の向上策の一環として、小倉コンテナターミナルにおいても、冷凍コンセント使用料、ガントリークレーン使用料及び岸壁使用料について、減免対象としている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 実施主体

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

#### (2) 実施区域

北九州市門司区・小倉北区

#### (3) 実施期間

適用開始後、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みにより国際競争力を回復するまでの間。

#### (4) 実現される行為

法17条に基づく特例措置が認定された特区について、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯においては当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については個々の申請に応じ必ず所要の職員を配置できる体制とする。

これにより手数料軽減と合わせ、利用者の利便性が著しく向上することで従来回避されてきた時間外貨物の取扱の活発化、ひいては貿易促進につながる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 当該特区を管轄区域とする税関官署で、臨時開庁申請が確実に見込めるものとして職員の常駐を希望する時間帯：

平日 17時から21時

土・日曜日、休日 8時半から17時

税関職員の常駐を希望する時間帯については、需要の実態を把握したうえで、詳細について財務省と別途調整することとしたい。

#### (2) 算定根拠

本市の平成14年10月25日から平成15年2月28日までの7DAYSオープン・トライアルに対応したゲート通過実績については、別添のとおりであり、本市が税関職員の常駐を希望する時間帯の取扱量としては、1時間あたり概ね1件以上の申

請がなされていると考えられる。

また、構造改革特別区域法第 4 条第 3 項の規定に基づき、聴取した海貨業者の意見としては、本制度の定着により当該時間帯のニーズも出てくるとのことであり、今後も臨時開庁申請が確実に見込めるものと推察される。

更に、本特定事業の実施と合わせ、本市及び民間事業者の利用促進や利便性向上等国際物流の効率化に向けた取組みを着実に実施することで、国際貨物の増加、具体的な通関需要に裏打ちされたフルオープン化を図り、我が国の貿易の振興を目指すものである。

## 6 北九州市及び民間事業者の利用促進や利便性向上等国際物流の効率化に向けた取組 港湾施設利用者に対する利便性の向上策

### ガントリークレーン使用料、岸壁使用料の減免

港湾のフルオープン化に向けた取組みの一環として、平日 17 時以降、日祭日のガントリークレーン使用料の 20%減免、日曜日に荷役を行うコンテナ船に対する岸壁使用料の 20%減免を実施中。(平成 14 年 10 月 25 日から。)

### 冷凍コンセント使用料の減免

冷凍コンテナの取扱をより利用しやすいよう、1 時間あたりの使用料金を半額とする減免を実施中。(平成 14 年 6 月より。)

### 利用手続きの簡素化等：IT 活用による北九州港の港湾機能の高度化

#### 1) 手続きの利便性

EDI による「入出港届」「係留施設等使用許可申請書」受付に加え、北九州港ではこれに更にインターネットを使った岸壁の予約情報や現在の利用状況に関する照会に自動的に回答する機能を付加。(北九州港ホームページ上で利用可)

#### 2) 迅速な貨物搬出入の支援

利用者(荷主)の利便性向上のため、地元港湾運送事業者、コンテナターミナル運営会社、陸上運送事業者及び市との連携のもとで、以下のシステムを構築、運用している。

- ・「太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム(TACTOS)」運用による作業効率の向上(平成 8 年)による、キャリアからトラックへの受渡し時間の短縮(平均 5 分)。

同一トランスファーポイントでの搬入及び搬出(ゲート再入場の回避)  
通関後の即時コンテナ引渡し。

- ・「太刀浦デリバリーシステム(TDS)」(ターミナルと陸上運送業者間のイントラネットワーク)(平成 12 年 12 月)

搬入・搬出に来る陸上運送業者のためにターミナル受渡しに必要な基本情報(搬出入場所、通関、D/O、船社フリータイムの各処理状況)をイントラネッ

ト上で公開するとともに、ターミナルへ直接搬入・搬出できる予約システムを実施中。

- ・ 「太刀浦コンテナターミナル昼休みゲートオープン」開始(平成13年6月)  
太刀浦第1及び第2コンテナターミナルで六大港(東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門)で初めて昼休み(12時から13時まで)中のゲートオープン(各1ブース2レーン)を実施。
- ・ 「門司港コンテナターミナル貨物情報サービス」(インターネットによるコンテナ貨物の情報提供サービス)(平成14年7月)  
インターネット上で船舶の入港状況から本船荷役状況、コンテナ貨物の搬出までリアルタイムで把握できるため、市外(関東、関西等)の荷主にとっても迅速かつ効率的なビジネス展開が可能。また、日本の港湾では初の求貨求車システム(荷台の空いたトラックを探し出し貨物を充てるシステム。無料。)も導入。

#### 港湾施設利用促進策

##### 港湾関連インフラの整備

- ・ 公共上屋(6号)の整備  
ヤード内施設としてコンテナターミナルと一体運用でき、横もちの費用及び時間の節約が可能となった。
- ・ くん蒸上屋の整備  
小ロットにも対応できる施設としてヤード内に整備。生鮮野菜輸入がよりスピーディかつ低コストで行えるようになった。
- ・ 小倉国際流通センターの整備  
輸入促進基盤として整備された荷捌・保管・流通加工施設。小倉都心に隣接、高速道路等の交通アクセスに優れ、小倉地区のみならずより広域的な流通機能が利用できるようになった。
- ・ 北九州貨物(鉄道)ターミナルの整備  
九州全域のハブ機能をもつ JR 貨物ターミナル。国際海上コンテナ専用ホームを備える。門司・小倉両地区の海上コンテナ貨物を取扱できるという好立地を活かして、海上コンテナの鉄道輸送が利用可能。輸出貨のみならず、増えつつある輸入貨物の全国向け定時輸送ニーズにも応えられるようになった。

##### 定期航路の誘致

- ・ 航路誘致 / 貨物誘致を目的とした減免措置：姉妹・友好港間航路(タイ・レムチャバン港 北九州港、中国・大連港 北九州港)における岸壁使用料、ガントリークレーン使用料の減免、基幹(北米・欧州)航路誘致を目的とした減免等を実施している。(月間航路便数：187便 2003年3月1日時点)
- ・ 輸入量が増加している中国発輸入貨物について、中国発の高速サービス配船の

誘致：青島／大連からの高速コンテナ船配船の誘致に現在取組んでいる。

その他

- ・ クイックデリバリーサービス（QDS）定着事業

北九州(門司)港は、地理的に中国、韓国に近く航海日数が短縮可能（上海 門司間 513マイル、上海 東京間1087マイル）、関東、関西地区港湾に比べ通関が早い、高速道路やフェリーあるいはレールによる海上コンテナ輸送等、国内輸送の選択肢が多い、等の理由から関東、関西の荷主からクイックデリバリーポートとして認知・利用されている（平成14年取扱実績 約1,000TEU）。本サービスの定着及び利用可能航路の拡大を目指して関係荷主、船社への働きかけを行っている。（平成15年取扱見込み 約1,200TEU）

- ・ 税関対応の一体性

現在、田野浦出張所管内で行われている「7デイズオープン・トライアル」では、同出張所管轄外（本関及び小倉出張所管内）に所在する荷主も利用している。本特区設定による貿易促進事業の実施にあたり、少なくとも現行の受入態勢の維持は不可欠である。

- ・ ポートセールス体制強化事業

北九州港背後圏荷主動向調査や環黄海圏(中国)マーケティング調査の実施により貨物流動データを収集するとともに、物流に関する専門家（船社出身）を嘱託採用することにより、より実効性のある集貨・航路誘致を進めている。

- ・ 官民一体となった港湾振興事業

北九州港の利用促進を図るため、地元港湾運航事業者及び関係団体等と共同で、北九州港利用促進セミナーを開催（年2回；東京、大阪 約400名規模）しているほか、連携しての荷主、船社への訪問営業(国内外)を実施、必要な情報の交換も行っている。

## 7 門司・小倉を一体的に指定する必要性

小倉及び門司で事業展開する事業者ニーズの存在

小倉コンテナターミナルでは週3便（平成15年3月1日時点）で、サービス地域は台湾及び香港に限られているため、小倉地区に立地しながら輸入貨物の多くを門司揚げしている荷主。また、門司地区に自社倉庫を持たないため小倉地区まで保税輸送して通関する事業者が存在する一方で、門司及び小倉両方でコンテナ荷役を扱っている事業者も存在する。

これらのことから、現在、門司税関田野浦出張所管内で実施中の「7デイズオープントライアル」では、同出張所管轄外である本関及び小倉出張所管内の蔵置貨物をも対象としている。

結果として、本関及び小倉地区の臨時開庁件数は、平成13年から平成14年にかけて増加(132件 154件)している。

#### 市としての広域的な貿易促進施策の実施

本市ではこれまで、以下のような物流基盤整備をはじめとする各種施策を一体的に実施することにより貿易促進を図ってきた。

#### 輸入促進地域(FAZ)事業施策

国から「輸入促進地域(FAZ)」計画の承認を受け(平成5年)、国際的な物流・加工拠点、対内投資の集積拠点づくりを目指し、門司、小倉北、戸畑、若松を輸入促進地域に設定。輸入促進基盤整備事業として、「アジア太平洋インポートマート」(小倉北区)、「北九州国際物流センター」(門司区)及び「小倉国際流通センター」(小倉北区)を位置付け、既存の国際経済交流施設(西日本総合展示場、北九州国際会議場等)の活用と合わせ、市の貿易促進を図ってきた。

#### 広域的な物流(配送)機能の提供

小倉都心に近くかつ高速道路アクセスにも優れた荷捌き・保管・流通加工施設「小倉国際流通センター」を小倉北区に市が整備。これにより門司揚げされた貨物を含め、熊本、大分等、九州一円への配送拠点として現在機能している。

#### 海上コンテナ貨物のシー&レール輸送の推進

平成14年3月に供用開始した「北九州貨物(鉄道)ターミナル」を利用して、小倉・門司の両地区にわたる海上コンテナの取扱を行っている。(シー&レール取扱実績:(省略)平成14年)

市としては同ターミナルを鉄道輸送の九州におけるハブとして位置付け、同ターミナル施設保有会社に出資(49%)しているほか、ポートセールスと一体となった全面的な営業支援を行っている。

#### 交通アクセスの改善

増加する交通量に対応するため、国道3号と国道199号線とをつなぐアクセス道路を整備することにより、門司、小倉間の物流の円滑化を図った。

また、今後の物流の増加に備え、両港をつなぐ基幹道路である国道199号のバイパスの建設を計画しており、平成20年度の開通を予定している。

コンテナターミナル(門司、小倉)、小倉国際流通センター、北九州貨物(鉄道)ターミナルを有機的につなぐことにより、広域的な物流ネットワークを構築した。

#### 使用料、岸壁使用料の減免による支援

広域的な利便性の向上策の一環として、小倉コンテナターミナルにおいても、冷凍コンセント使用料、ガントリークレーン使用料及び岸壁使用料について、減免対象としている。

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
特区内の国立大学及び当該大学の試験研究施設又は土地を利用する民間企業
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区計画の認定後
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
特区内において、国立大学の試験研究施設又は土地を利用して「生命化学物質の設計と試作関係」に関する研究を行う民間企業  
具体的な主体  
酵素アフィニティーチップ製造に関わる共同研究企業体
  - (2) 事業が行われる区域  
北九州市若松区及び八幡西区の一部（北九州学術研究都市の全域）  
九州工業大学大学院（生命体工学研究科）
  - (3) 事業の実施期間  
適用開始後、特定の分野に関する研究を推進することにより、研究の成果が生じるまでの間（平成15年7月～平成18年3月）
  - (4) 事業により実現される行為  
特区内における九州工業大学大学院生命体工学研究科の研究設備の廉価使用が可能となることで、当該学内での生命工学の一層の発展に寄与することにのみならず、大学発ベンチャー等地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資するもの。
- 5 当該規制の特例措置の内容
  - (1) 特例措置の必要性・要件適合性を認めた根拠  
本市における産業構造を転換し、産業振興を進めるためには、新産業の創出を促進する必要がある。本件は、大学の施設を活用することにより新産業創出に向けての研究が促進されることが期待できるため、特例措置が必要と認めたもの。

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
705 国試験研究施設の使用の容易化事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
特区内の国立大学及び当該大学の試験研究施設又は土地を利用する民間企業
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区計画の認定後
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
特区内において、国立大学の試験研究施設又は土地を利用して「生命化学物質の設計と試作関係」に関する研究を行う民間企業  
具体的な主体  
酵素アフィニティーチップ製造に関わる共同研究企業体
  - (2) 事業が行われる区域  
北九州市若松区及び八幡西区の一部（北九州学術研究都市の全域）  
九州工業大学大学院（生命体工学研究科）
  - (3) 事業の実施期間  
適用開始後、特定の分野に関する研究を推進することにより、研究の成果が生じるまでの間（平成15年7月～平成18年3月）
  - (4) 事業により実現される行為  
特区内における九州工業大学大学院生命体工学研究科の研究設備の廉価使用が可能となることで、当該学内での生命工学の一層の発展に寄与することにのみならず、大学発ベンチャー等地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資するもの。
- 5 当該規制の特例措置の内容
  - (1) 特例措置の必要性・要件適合性を認めた根拠  
本市における産業構造を転換し、産業振興を進めるためには、新産業の創出を促進する必要がある。本件は、大学の施設を活用することにより新産業創出に向けての研究が促進されることが期待できるため、特例措置が必要と認めたもの。



## 別紙

- 1 特定事業の名称  
8 1 3 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
特区内の国立大学及び当該大学の試験研究施設を利用する民間企業
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区計画の認定後
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
九州工業大学  
特区内において、国立大学の試験研究施設を利用して「生命化学物質の設計と試作関係」に関する研究を行う民間企業  
具体的な主体  
酵素アフィニティーチップ製造に関わる共同研究企業体
  - (2) 事業が行われる区域  
北九州市若松区及び八幡西区の一部（北九州学術研究都市の全域）  
九州工業大学大学院（生命体工学研究科）
  - (3) 事業の実施期間  
適用開始後、特定の分野に関する研究を推進することにより、研究の成果が生じるまでの間（平成 15 年 7 月～平成 18 年 3 月）
  - (4) 事業により実現される行為  
特区内における九州工業大学大学院生命体工学研究科の研究設備の廉価使用が可能となることで、当該学内での生命工学の一層の発展に寄与することのみならず、大学発ベンチャー等地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資するもの。
- 5 当該規制の特例措置の内容
  - (1) 特例措置の必要性・要件適合性を認めた根拠  
本市における産業構造を転換し、産業振興を進めるためには、新産業の創出を促進する必要がある。本件は、大学の施設を活用することにより新産業創出に向けての研究が促進されることが期待できるため、特例措置が必要と認めたもの。
  - (2) 当該国の機関における当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績  
当該大学の生命工学系及び情報工学系の大学発のベンチャー数は、18社（域内15社、全国3社）となっており、産学連携の実績を有している。（H7～）  
当該特定分野においては、平成14年10月より関連民間企業と共同研究を軸に進めている。  
また、IT、材料、環境、製造業等特定分野に関する研究に関する国以外の者との交流実績は、別添のとおり平成13年度で75件、平成14年度で88件、合計163件となっていることから、相当程度の交流実績があると認められる。

- ( 3 ) 当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認めた理由

バイオチップのような生体情報検知解析システムは、要素技術のナノ化とデバイスのマイクロ化が総合的に実行されなくてはならない。そのため、個々の共同研究実績を集積したアライアンスが存在しなければ戦略的なチップ技術の展開が困難である。設立メンバーは色素等の有機材料やそれらの合成技術、DNA チップについてのノウハウを有しており、九工大の施設設備を廉価で利用し、大学研究者とも交流することによって当該研究の効率的推進を図ることができる。

- ( 4 ) 当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設の集積見込み

北九州学術研究都市の将来像と役割としては、環境、情報、バイオ、ナノテクといった先端科学技術に関する研究領域の強化・拡張等を図るため、更なる大学・研究機関の集積を図る予定である。

また、企業化や新産業創出のための人材育成、産学連携への取り組み強化、大学発ベンチャーの創出支援等を行い、先端的な当該特定分野の研究開発が促進されることにより、将来において、九州工業大学の研究対象分野に関連する研究機関、民間企業等の集積が見込める。( 詳細別添のとおり )

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
8 1 5 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
特区内の国立大学及び当該大学の試験研究施設を利用する民間企業
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区計画の認定後
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
九州工業大学  
特区内において、国立大学の試験研究施設を利用して「生命化学物質の設計と試作関係」に関する研究を行う民間企業  
具体的な主体  
酵素アフィニティーチップ製造に関わる共同研究企業体
  - (2) 事業が行われる区域  
北九州市若松区及び八幡西区の一部（北九州学術研究都市の全域）  
九州工業大学大学院（生命体工学研究科）
  - (3) 事業の実施期間  
適用開始後、特定の分野に関する研究を推進することにより、研究の成果が生じるまでの間（平成 15 年 7 月～平成 18 年 3 月）
  - (4) 事業により実現される行為  
特区内における九州工業大学大学院生命体工学研究科の研究設備の廉価使用が可能となることで、当該学内での生命工学の一層の発展に寄与することのみならず、大学発ベンチャー等地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資するもの。
- 5 当該規制の特例措置の内容
  - (1) 特例措置の必要性・要件適合性を認めた根拠  
本市における産業構造を転換し、産業振興を進めるためには、新産業の創出を促進する必要がある。本件は、大学の施設を活用することにより新産業創出に向けての研究が促進されることが期待できるため、特例措置が必要と認めたもの。
  - (2) 当該国の機関における当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績  
当該大学の生命工学系及び情報工学系の大学発のベンチャー数は、18社（域内15社、全国3社）となっており、産学連携の実績を有している。（H7～）  
当該特定分野においては、平成 14 年 10 月より関連民間企業と共同研究を軸に進めている。  
また、IT、材料、環境、製造業等特定分野に関する研究に関する国以外の者との交流実績は、別添のとおり平成 13 年度で 75 件、平成 14 年度で 88 件、合計 163 件となっていることから、相当程度の交流実績があると認められる。

( 3 ) 当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認められた理由

バイオチップのような生体情報検知解析システムは、要素技術のナノ化とデバイスのマイクロ化が総合的に実行されなくてはならない。そのため、個々の共同研究実績を集積したアライアンスが存在しなければ戦略的なチップ技術の展開が困難である。設立メンバーは色素等の有機材料やそれらの合成技術、DNA チップについてのノウハウを有しており、九工大の施設設備を廉価で利用し、大学研究者とも交流することによって当該研究の効率的推進を図ることができる。

( 4 ) 当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設の集積見込み

北九州学術研究都市の将来像と役割としては、環境、情報、バイオ、ナノテクといった先端科学技術に関する研究領域の強化・拡張等を図るため、更なる大学・研究機関の集積を図る予定である。

また、企業化や新産業創出のための人材育成、産学連携への取り組み強化、大学発ベンチャーの創出支援等を行い、先端的な当該特定分野の研究開発が促進されることにより、将来において、九州工業大学の研究対象分野に関連する研究機関、民間企業等の集積が見込める。( 詳細別添のとおり )

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1 1 0 3 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

特区内の特定供給事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業主体

特区内の特定供給を行う事業者

#### (2) 事業区域

若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部（響灘及び洞海湾沿岸部の一部）」

（詳細別添図）

#### (3) 事業実施期間

特区認定後、民間事業者の特定事業活用を表明した時期から継続

- ・ 洞海湾沿岸部：速やかに発電施設に着手～施設完了まで1年6ヶ月程度を予定
- ・ 響灘地区：アセス調査の検討開始（アセスに4年、建設に2年）

#### (4) 実現される行為

電力供給者と需要家（企業）が共同して組合を設立し、電力事業者が自営線を使い、需要家の稼働率や稼働時間帯及び使用電圧に応じて設定される一般電気事業者の契約単価を原則下回る電力単価となる安価な電力を需要家に供給する。

#### (5) 整備施設詳細

（省略）

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 密接な関係の確認（別紙のとおり）

特区において電力の供給者と需要家が共同して組合を設立した場合において、発電設備施設の保有会社、その他特定供給関連設備会社への出資を行い、その関係が今後も長期にわたり継続することが見込まれることを、当該組合の定款により、北九州市が確認することによって、密接な関係を確認する。

#### (2) 需要家保護措置を要しない関係の確保（別紙のとおり）

需要家保護措置を要しないことを確保するため、

電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

供給予定者が電気を供給する相手方の利害を阻害しない。

としたことを盛り込んだ協定を、受電組合と北九州市で締結する。

別紙

1 特定事業の名称

1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新門司北地区で当該規制の特例措置をうける北九州市及び立地予定企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

北九州市  
立地予定企業

(2) 実施区域

北九州市 門司区新門司北 (詳細別添図)

(3) 実施期間

特区計画の認定後

(4) 実現される行為

埋立地に進出希望する企業においては、事業形態の変化等により埋立計画時点とは違った用途のニーズが生じている。そこで、埋立地の用途変更手続きにあたり、迅速な対応を実施することで企業の進出意向決定後の早期の着工・操業を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

| 地区名                 | 埋立権者 | 免許年月日               | 竣功認可年月日  | 竣功認可告示年月日 | 竣功面積(m <sup>2</sup> ) |            |
|---------------------|------|---------------------|----------|-----------|-----------------------|------------|
| 新門司2<br>期埋立<br>地    | 北九州市 | S55.2.21            | H9.5.27  | H9.6.10   | 42,309.48             |            |
|                     |      | 1-3-2-4-4 工区<br>A号地 | S55.2.21 | H9.5.27   | H9.6.10               | 7,259.04   |
|                     |      | 1-3-2-4-4 工区<br>B号地 | S55.2.21 | H7.6.16   | H7.6.23               | 198,888.47 |
|                     |      | 2-2 工区<br>G号地       | S55.2.21 | H9.5.27   | H9.6.10               | 141,656.97 |
|                     |      | 2-3-1 工区<br>G号地 (イ) | S55.2.21 | H9.5.27   | H9.6.10               | 358,531.08 |
| 2-3-1 工区<br>G号地 (ロ) |      |                     |          |           |                       |            |

新門司地区は西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、九州最大のフ

ェリーターミナルを有しており、背後の新門司 IC から高速道路網に容易にアクセスできるなど、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。

また、近隣には太刀浦コンテナターミナルが整備され、沖合いには新北九州空港が平成 17 年完成するなど、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国内有数の物流拠点としてさらなる飛躍が見込まれている埋立地である。

今後、当地区へ進出する企業への対応を迅速に行い、産業集積や新規産業の創出等により地域の活性化を図るため、当該特例措置を適用することにより、より早期に埋立地の有効利用を図っていく。